

一 第2章 分限・懲戒 一

大雪地区広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例

平成 15 年 9 月 3 日

条例第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）

第 28 条第 3 項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(降任、免職及び休職の手続)

第 2 条 任命権者は、法第 28 条第 1 項第 1 号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職する場合は、勤務成績を評定するに足ると認められる客観的事実に基づき、勤務実績の不良なことが明らかな場合に限るものとする。

2 任命権者が、法第 28 条第 1 項第 2 号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第 2 項第 1 号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

3 法第 28 条第 1 項第 4 号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職する場合において当該職員のうちいずれを降任し、又は免職するかは任命権者が定める。ただし法第 13 条及び法第 56 条の規定に反してこれを行うことはできない。

4 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第 3 条 法第 28 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合における休職の期間は、3 年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ個々の場合について、任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

3 法第 28 条第 2 項第 2 号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

(休職の更新)

第4条 前条第1項の規定により定めた休職の期間が3年に満たない場合は、その期間内においてこれを更新することができる。

第5条 休職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。

2 休職期間中の給与については別に条例で定める。

(施行規定)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年9月3日から施行する。